

第9節 その他の金融機関に対する検査

I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業の規制等に関する法律に基づき、財務（支）局の検査・監督を受けており、平成14年3月末現在の数は1,007業者である（13年3月末現在の数は1,095業者）。

13検査事務年度は、取立行為規制等のルール遵守状況を重点的に検証することを基本方針として検査に取り組んでいる。14年5月31日現在で148業者に対して検査を実施し、そのうち93業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

II 抵当証券業者に対する検査

抵当証券業者は、抵当証券業の規制等に関する法律に基づき、財務（支）局の検査・監督を受けており、14年3月末現在の数は46業者である（13年3月末現在の数は87業者）。

13検査事務年度は、財務内容及び販売の状況について重点的に検証することを基本方針として検査に取り組んでいる。14年5月31日現在で8業者に対して検査を実施し、そのうち4業者に対して検査結果を通知している。

III 前払式証票発行者に対する検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者は、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、財務（支）局の検査・監督を受けており、14年3月末現在の数は1,551業者である（13年3月末現在の数は1,670業者）。

13検査事務年度は、発行保証金の供託状況について重点的に検証することを基本方針として検査に取り組んでいる。14年5月31日現在で163業者に対して検査を実施し、そのうち122業者に対して検査結果を通知している。

なお、前払式証票発行者は、第三者型発行者のみ、検査対象となっている。

IV 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務（支）局、経済産業省及び都道府県又は市の検査・監督を受けており、14年3月末現在の数は52協会である（13年3月末現在の数は52協会）。

13検査事務年度は、14年5月31日現在で9協会に対して検査を実施し、そのうち7協会に対して検査結果を通知している。

別図 19-9-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種類	区域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会		主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 信用保証協会数は、平成14年3月末現在。

(注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない。

V 火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき金融庁・財務(支)局と経済産業省との検査・監督を受けており、14年3月末現在の数は44組合である(13年3月末現在の数は44組合)。

13検査事務年度は、14年5月31日現在で2組合に対して検査を実施し、そのうち1組合に対して検査結果を通知している。

別図 19-9-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

種類	区域	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ
火災共済協同組合		主務大臣 (2組合)	主務大臣・都道府県知事 (42組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に都道府県の区域を地区とする火災共済に関しては、財務(支)局長に委任されている。

(注2) 火災共済協同組合数は、14年3月末現在。

(注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあり又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認める場合に行われる。

VI 商品投資販売業者に対する検査

商品投資販売業者は、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、金融庁・財務（支）局と農林水産省及び経済産業省との検査・監督を受けており、平成14年3月末現在の数は128業者である（13年3月末現在の数は139業者）。

13検査事務年度は、14年5月31日現在で3業者に対して検査を実施し、そのうち2業者に対して検査結果を通知している。